

知床五湖登録引率者の新規養成者募集要領

平成26年 3月 20日
知床五湖の利用のあり方協議会

1. はじめに

知床五湖の利用のあり方協議会では、知床国立公園知床五湖利用調整地区のヒグマ活動期^{※1}に知床五湖地上遊歩道にて利用者を引率することのできる「知床五湖登録引率者」^{※2}の平成27年度以降の新規登録に向けた養成を希望する者を募集します。今回募集する新規養成希望者は、所定の養成研修カリキュラム^{※3}修了後に最長3カ年の登録試験の受験資格を得ることができ、最短で平成27年春から知床五湖登録引率者としてヒグマ活動期の知床五湖地上遊歩道の引率が行えるようになります。

- ※1 「ヒグマ活動期」…別添参考1「知床五湖利用調整地区利用適正化計画」参照。知床五湖においてヒグマの活動が活発な時期であり、地上遊歩道の立入に際し知床五湖登録引率者の同行が義務づけられる期間。平成26年度は5月10日から7月31日。
- ※2 「知床五湖登録引率者」…知床五湖におけるヒグマへの対処技術を有する者として知床五湖利用のあり方協議会が養成し、環境省釧路自然環境事務所長が登録した者です。
- ※3 「養成研修カリキュラム」…別紙2「養成研修カリキュラム一覧」及び別紙3「養成研修日程」参照。

2. 募集人数

10名

※応募者が募集人数を超えた場合、抽選とします。

3. 募集期間

<第1次受付>

平成26年3月21日（金）から平成26年4月17日（木）まで（当日必着）

<第2次受付>

平成26年4月18日（金）から平成26年5月 1日（木）まで（当日必着）

※第1次受付の締切日時時点で募集人数が集まった場合、第2次受付は行いません。なお、応募者が募集人数を超えた場合、抽選とします。

4. 受講料

10,000円（見込み）（研修終了後の登録試験の際に受験料3,000円/回が必要）

5. 新規養成カリキュラム

知床五湖登録引率者は、ヒグマと遭遇しないよう遭遇回避の行動をとりながら遊歩道を引率し、ヒグマに遭遇した際に、同行者の安全を確保する責任を担うとともに、次の知識・技術を身につけていなければなりません。

- ①知床五湖の地理を熟知していること。

- ②知床五湖に生息するヒグマの生態に関する知識を有していること。
- ③知床五湖利用時のヒグマとの遭遇を回避するための技術を有し、的確に行動できること。
- ④知床五湖利用時のヒグマとの遭遇時に利用者を誘導して安全に待避できること。
- ⑤知床五湖で同行者を引率する際の危機管理に関する知識を有していること。
- ⑥引率者として最大10名の同行者の統率をとり行動できること。

これらの知識・技術を身につけるため、別紙2「養成研修カリキュラム一覧」の研修・インターン等を実施します。日程については別紙3「養成研修日程」のとおりになっています。

6. 新規養成者の応募条件

- ①平成27年の引率開始時に成人になっていること。
- ②知床五湖利用調整地区制度の趣旨・目的に賛同し、登録引率者資格の取得を希望する者
- ③知床五湖の利用のあり方協議会が主催する養成研修を全て受けることができる者
- ④知床五湖の利用のあり方協議会知床五湖登録引率者審査部会における構成員となる引率者代表（3名）の選出に参加し、選出された者に対し意見等の委任をできる者
- ⑤知床エコツーリズムガイドラインの遵守・協力ができる者
- ⑥平成26年の引率開始時まで、事故発生時の責任対応のために、1事故について3億円以上（アクティビティの性質により3億円以上の契約が不可能な場合はその最高額）の賠償責任保険に加入できること。

7. 応募手続

(1) 応募書類の作成及び提出方法

別紙1の応募用紙に所定の事項を記入し、下記宛先に郵送または持参する。

(2) 受付期間

第1次締切：平成26年4月17日（木）まで（当日必着）

第2次締切：平成26年5月 1日（木）まで（当日必着）

※第1次受付の締切日時時点で、募集予定人数を超えた場合には募集を停止します。なお、応募者が募集人数を超えた場合、募集要件の確認後抽選とします。

問い合わせ先：環境省ウトロ自然保護官事務所

担当：松永 暁道 自然保護官

TEL：0152-24-2297（平日 8:30～12:00, 13:00～17:15）

FAX：0152-24-3646

応募書類提出先：

〒099-4354 斜里郡斜里町ウトロ西 186-10

知床世界遺産センター内

環境省ウトロ自然保護官事務所

<募集要領に係る資料一式>

知床五湖登録引率者の新規養成者募集要領（本資料）

別紙 1. 知床五湖登録引率者 新規養成者応募用紙

別紙 2. 新規登録者養成カリキュラム一覧

別紙 3. 新規登録者養成カリキュラム日程

別添参考 1. 知床五湖利用調整地区 利用適正化計画

別添参考 2. 知床五湖の利用のあり方協議会 設置要領

別添参考 3. 知床五湖の利用のあり方協議会 登録引率者審査部会 設置要領

別添参考 4. 知床エコツアーリズムガイドライン

受付日	受付番号
*	*

平成 26 年度 知床五湖登録引率者 新規養成者応募用紙

記入日 平成 年 月 日

フリガナ			
氏名			
生年月日	昭・平	年	月 日 (満 歳)
血液型	型	性別	男 ・ 女
現住所	〒 -		
	Tel : 携帯電話 :	Fax : E-Mail :	
勤務先	名称 : 〒 -		
	Tel :	Fax :	

知床五湖登録引率者の新規養成者募集要項を確認し、新規養成者として応募いたします。

自 署 _____ 印

面接・オリエンテーション希望日・時間帯

	4月23日(水)	4月24日(木)	4月25日(金)	5月7日(水)	5月8日(木)	5月9日(金)
13:30~16:30						
17:00~20:00						

*面接時間は15分程度。数人の面接終了後、オリエンテーション・研修Aを3時間程度行います。実施場所は、斜里町ウトロ西186-10知床世界遺産センターです。

面接・オリエンテーション・研修Aを実施する日を調整するため、都合が悪い時間帯に×印をご記入ください。募集締切後日程を調整の上、ご連絡いたします。複数の都合が重複した場合は、ご希望に添えないこともありますので、ご了承ください。

事務局確認欄								
事前面接・オリエンテーション	研修A	研修B	研修C	研修D	研修E	研修F	研修G クマ期	研修G 植生期

新規登録者養成カリキュラム一覧（平成26年度実施分）

面接・オリエンテーション

面接 担い手：登録引率者審査部会事務局	
面接（15分）	応募要件、ガイド・引率経験の有無の確認を行い、インターン研修や自主引率の実施法の確認などを行う。 ※面接時に応募者の間でインターンの回数等を調整する。
オリエンテーション	
座学（1時間）	①利用コントロールの目的（自然環境への負荷低減、安全管理） ②知床五湖の利用コントロールのルール解説（概論） ③知床五湖登録引率者の役割

次の研修A～Hを養成のカリキュラムとする。

養成カリキュラムを修了した者は、研修修了者登録がされ、登録試験の受験資格を得る。

研修Aー危機管理研修 担い手：登録引率者審査部会事務局	
座学（2時間）	①知床五湖における引率リスク ②リスク回避のための備え

研修Bーヒグマ対処法研修 担い手：知床財団	
座学（半日）	①知床五湖におけるヒグマの現状 ②ヒグマの生態・行動特性 ③遭遇回避、遭遇時の危機回避 ④持ち物・装備
実地（半日） ※100㎡運動地等	①危険な遭遇を回避するための対処法 ②遭遇時の危機回避の方法 ③ヒグマ撃退スプレーの試射 ④ヒグマの痕跡の見分け方

研修Cー知床五湖の利用コントロール運用に関する研修 担い手：知床ガイド協議会	
実地（半日） <u>五湖遊歩道で実施</u>	①ヒグマ活動期レクチャー受講 ②ヒグマ活動期地上遊歩道散策 ・運用マニュアルに基づいて遊歩道を1周 ・地理的、時間的な感覚の把握 ・注意ポイント等の確認 ※ヒグマ活動期には利用調整地区の立入許可を得て実施 実地研修の際にヒグマが目撃された場合は引き返し、別日実施
座学・実地（半日） <u>自然センター付近で実施</u>	①ヒグマ遭遇時マニュアルを中心とした運用ルールの解説 ②無線連絡に関する講義と実技 ③無線を用いた遭遇時シミュレーション ④演習のふりかえり及びインターン研修の諸注意説明

研修 Dーインターン研修1（ヒグマ活動期の知床五湖ツアー同行） 担い手：登録引率者	
実地（ツアー同行） 2日間程度	<p>①規定回数以上の同行【経験者2回・未経験者4回】</p> <p>②レポート作成・提出</p> <p>※インターン研修者は、利用調整地区の立入許可を得て実施。</p> <p>※インターン受け入れ可能な登録引率者を募集する。</p> <p>※ツアー実施中の中断についても1ツアーの同行と認める。立入前の中止については1ツアーとしては認められない。</p> <p>※レポートは、ルートのポイント通過時間の記録、ヒグマ痕跡の報告、遭遇回避対応の必要箇所に関する地理的記述を中心としたものを想定。</p>

研修 Eー遭遇事例のケーススタディミーティングへの参加	
座学 2回 (6月・10～11月)	<p>○既存の登録引率者と共通のカリキュラム</p> <p>○ヒグマとの遭遇事例ケーススタディミーティングへの参加</p> <p>※本研修は、シーズン中（6月）及びシーズン後（10～11月）に開催する。シーズン中・シーズン後各2回ずつ開催し、それぞれ1回ずつ計2回参加する。</p>

研修 Fーインターン研修2（知床五湖フィールドハウス受付業務補助） 担い手：知床財団、五湖FH	
実地（受付対応） (1日)	<p>①1日間のヒグマ活動期受付対応のインターンを実施</p> <p>②レポート作成・提出</p> <p>※指定認定機関の運営を補助し、フィールドハウスカウンターにて当日受付対応、無線対応の補助等を行い、利用調整地区制度の内容・ルールを把握する。</p> <p>※フィールドハウス業務日誌の作成を基本としたレポートを提出。</p>

研修 Gー自主引率の実施	
実地 0日～16日 程度	<p>①ヒグマ活動期期間中、規定回数以上のフレペの滝や羅臼湖等の引率を行う。</p> <p>②植生保護期期間中、知床五湖地上遊歩道において規定回数以上の引率を行う。</p> <p>【① いずれも規定回数は、ガイド経験に応じて0～8回とし、登録引率者審査部会で決定する】</p> <p>③自主引率実施毎にレポート作成・提出</p> <p>※ヒグマ活動期（知床五湖では5/10～7/31）に知床半島内の他地区、隣接地区（斜里岳までを想定）及び審査部会が認める他地域等での引率や、植生保護期の知床五湖での引率の経験を評価。一般利用者2名以上を同行者とし、引率結果、ヒグマの痕跡等の情報を日誌（現地写真付き）にまとめレポートとして提出する。</p> <p>※研修Gの開始は、研修A,B,Cの修了を前提とする。</p>

【年度内に所定のインターン、自主引率の回数を実施できなかった場合】

実施回数の半分までを次年度に繰り越せる。ただしルール変更等で養成カリキュラムが変更となった場合には、換算できない場合もある。インターン、自主引率以外の研修は、繰り越せず、次年度再履修することとする。

【自主引率研修の集客について】

集客は新規養成者自ら行うことを基本とする。ただし、集客が困難である場合は知床斜里町観光協会、知床ガイド協議会に相談し、対応を依頼する。

【研修修了者登録】

研修修了者は養成カリキュラムの変更がない限り、有効期間3年間（研修修了当該年を含む受験資格3回）の研修修了者登録がされる。研修修了者登録後、登録引率者に登録される前に研修カリキュラムの変更があった場合、追加されるカリキュラムを補講することで有効期間の継続が可能となる。

養成研修日程（平成27年度登録に向けた養成・試験スケジュール）

- 3月20日（木）知床五湖登録引率者新規養成希望者の募集のプレスリリース
 3月21日（金・祝）新規知床五湖登録引率者養成希望者の募集受付開始
 4月17日（木）新規知床五湖登録引率者養成希望者の募集第1次締切
 5月 1日（木）新規知床五湖登録引率者養成希望者の募集第2次締切
 募集人数に達し次第募集停止
- 4月23日（水）～25日（金）（応募者と日程調整）
 第1次応募者の面接・オリエンテーション
 研修A－危機管理研修
- 5月 7日（水）～ 9日（金）（応募者と日程調整）
 第1次、第2次応募者の面接・オリエンテーション
 研修A－危機管理研修
- 5月12日（月）～16日（金）
 研修B－知床五湖におけるヒグマ対処法の研修
- 5月上旬～6月上旬（応募者と日程調整）
 研修C－知床五湖の利用コントロール運用に関する研修
- 5月10日（土）～7月31日（木）
 研修D－インターン研修1（ヒグマ活動期の知床五湖ツアー同行）
 所定回数（2回又は4回）ツアー同行し、レポートを提出
 研修F－インターン研修2（知床五湖フィールドハウス受付業務補助）
 フィールドハウスでのインターンを実施し、レポートを提出
 研修G－自主引率（ヒグマ活動期・知床五湖以外のフィールド）実施
 所定回数（0～8回）の自主引率を実施し、レポートを提出
- 6月25日（水）・26日（木）前後（2回のうちいずれかの参加）
 研修E－ヒグマ遭遇事例のケーススタディミーティングへの参加
- 8月 1日（金）～10月20日（月）
 研修G－自主引率（植生保護期・知床五湖）実施
 所定回数（0～8回）の自主引率のレポートを提出
- 10月23日（木）・28日（火）前後（2回のうちいずれかの参加）
 研修E－遭遇事例のケーススタディミーティングへの参加2回目
 →登録引率者養成研修修了
 登録引率者試験説明会
- 10月30日（木）
 登録引率者試験（筆記試験）
- 11月 6日（木）
 登録引率者試験（実地試験）（受験者多数の場合、複数日設定とする。）



11月下旬	平成27年度知床五湖登録引率者登録
-------	-------------------

知床五湖利用調整地区 利用適正化計画

平成26年3月

環境省釧路自然環境事務所

知床五湖の利用のあり方協議会

目次

1	背景	2
	(1) 当該地区の保護及び利用の現状	2
	(2) 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題	4
2	利用の適正化を図るための基本方針	5
	(1) 利用適正化計画により達成すべき目標	5
	(2) 利用のあり方に関する基本方針	5
	(3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針	5
	(4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針	6
3	利用調整地区の指定に関する事項	6
	(1) 利用調整地区の名称	6
	(2) 利用調整地区の区域	6
	(3) 利用調整の期間	6
	(4) 利用調整地区の指定の広報、利用調整地区の周知の方法	7
4	モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項	7
	(1) 基本的考え方	7
	(2) 指標等の設定	8
	(3) モニタリングの手法	8
	(4) モニタリングデータの評価	9
	(5) 報告及び公表の方法	9
5	立入認定の手続きに関する事項	9
	(1) 認定基準	9
	(2) 立入認定事務の実施方法	11
	(3) 注意事項（利用ガイドライン）	11
	(4) 注意事項（利用ガイドライン）の周知	12
	(5) 利用者の指導	12
6	引率者の養成に関する事項	12
7	自然環境の再生、復元等に関する事項	13
8	利用施設の整備及び管理に関する事項	13
	(1) 各施設の整備及び管理に関する事項	13
	(2) 共通事項	13
9	アクセスに関する事項	14

1 背景

知床五湖は知床国立公園を代表する利用拠点であり、年間約 50 万人もの利用者が訪れています。利用者の多くは、知床五湖の自然景観の探勝を目的として来訪していますが、五つの湖を周回する地上歩道は、利用調整地区制度導入前はヒグマの出没を理由として閉鎖されることが多く、知床随一の自然景観を探勝できない事態が頻繁に生じていました。

また、地上歩道が通行できる場合であっても、多くの利用者が特定の時期や時間帯に集中することにより、静寂な利用環境が損なわれているケースがあり、原生的な自然環境を有する地域であるにもかかわらず、まるで都会の公園と同じような喧噪が見られていました。

さらには、湖畔の展望地などで植生の踏み荒らしも発生しており、自然環境保全上の対策を講じることが急務であったとともに、一部の利用者によって、ヒグマを誘引しかねない食べ歩きが行われるなど、自然環境保全上だけでなく、安全対策の面からの課題も生じていました。

このような課題に対応するため、環境省は、北海道、斜里町、地元の関係団体の方々とともに、「知床五湖の利用のあり方協議会」（以下「協議会」という。）を組織し、専門家の参画も得て、知床五湖地区の新しい利用のあり方を検討してきました。

その検討成果を踏まえて、新しい知床五湖の利用のあり方を提示し、自然公園法に基づく利用調整地区制度の運用と協議会による取組を一体的に行うことにより、知床五湖の自然環境を保全することを前提として、一人でも多くの利用者に、持続的かつ安定的にそのすばらしさを体験していただくために、平成 22 年度に第 1 期計画を策定しました。

その後、利用調整地区制度の導入から 3 年が経過しましたが、ヒグマによる人身事故やヒグマ遭遇に伴う危険な事例は発生しておらず、ヒグマ出没に伴って地上遊歩道が全面又は一部閉鎖される日は大幅に減少しました。

また、地上歩道利用にあたって、登録引率者の同行や事前レクチャーによる利用マナーの徹底、立入りの分散化により、自然環境への負荷や利用集中に伴う混雑感も大幅に解消傾向にあります。

さらに、特にヒグマが多く出没する時期における地上遊歩道利用者の満足度は非常に高く、制度は知床五湖のブランド化にも大きく寄与していると考えられます。制度導入から 3 年間で、この時期の利用者数は年々増加しており、数字の面からもこの点は裏付けられているといえます。

このように、3 年間の利用調整地区制度の運用実績と知床五湖を取り巻く状況の変化を踏まえて、知床五湖地区の利用をより充実させるために、今回第 2 期計画として策定するものです。

本計画の実行が、知床五湖の原生的な自然環境の保全と適正な利用を両立させ、ひいては利用者の満足度と安全性を高めることになることに留意し、協議会構成

員が協力して取組を進めるものとします。

(1) 当該地区の保護及び利用の現状

① 当該地区の範囲（利用調整地区及び関連する周辺地域）

本計画の対象とする地区（以下「知床五湖地区」という。）は、五つの湖を周回する地上歩道、高架木道及び駐車場とこれらと一体となる周辺の森林、湖、草原などからなる地域とします。

② 自然環境の特性、利用の現状、自然環境保全に関する関係法令の指定状況等

<自然環境の現状>

知床五湖地区は、知床半島のほぼ中央部のオホーツク海に面した比較的平坦な溶岩台地上に位置し、トドマツ、エゾマツ、ミズナラに代表される針広混交林の深い森林に抱かれた五つの火山性堰止め湖が点在しています。このような、湖面を前景とした知床連山の眺望は優れた景観資源となっています。

台地の北西側は 200mにおよぶ断崖となってオホーツク海に落ち込んでいます。また、最も西に位置する一湖の南西には戦後の牧草地開拓の跡地であるササ草原が広がっています。

知床五湖地区は、ヒグマ、エゾシカ等大型獣の生息地であるとともに、周辺地域はオジロワシやシマフクロウ等希少鳥類の生息地域ともなっています。近年、ヒグマは春から初夏にかけてミズバショウ等の餌をもとめて知床五湖地区に現れる傾向にあるほか、エゾシカが高密度に生息する地域でもあります。

<利用の現状>

知床五湖地区は、年間約 50 万人が訪れる国立公園最大の利用拠点であり、唯一のアプローチ手段である道道知床公園線が開通する 4 月中下旬から冬期閉鎖される 11 月下旬の間が利用シーズンとなっています。特に利用者の多い時期は、観光シーズンである 7 月から 9 月にかけてであり、歩道上や駐車場において利用の集中が生じています。

知床五湖地区には、駐車場、知床五湖フィールドハウス、知床五湖パークサービスセンターがあり、知床五湖フィールドハウスを拠点として五つの湖を周回する地上歩道と、駐車場から直接一湖畔まで到達する高架木道が整備されています。高架木道は、十分な高さの確保と電気柵によりヒグマから保護されており、ヒグマの出没状況に関係なく、安全で安定的に利用できる施設です。その勾配や幅員も車イスやベビーカーでの乗り入れが可能なバリアフリー設計となっています。地上歩道は、終点で高架木道に接続しています。

高架木道の全線供用が開始し、利用調整地区制度が導入される前までは、知床五湖地区への来訪者の約 6 割が、地上歩道を利用していました。しかし、春から初夏にかけてはヒグマの出没により地上歩道が閉鎖となって利用できないケースも多く、不安定な利用状況でした（平成 20 年度）。しかし、現在では、来訪者の

約8割が高架木道のみを利用する等、ヒグマの出没時であっても、多くの利用者がその影響を受けることなく知床五湖の景色を楽しんでいます。また、ヒグマに対するリスク管理の徹底により、地上歩道が閉鎖される日も大幅に減少し、全体的に安定的な利用状況となっています。制度導入から3年間で、特にヒグマが多く出没する時期における地上歩道利用者数は年々増加しています。

<自然環境保全に関する関係法令、計画等>

知床五湖地区は、国立公園特別保護地区（自然公園法、昭和39年6月指定）、国指定鳥獣保護区特別保護地区（鳥獣保護法、平成13年指定（当初指定昭和57年3月））により各種行為が制限されており、特に動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷は厳しく制限されています。

知床国立公園では、平成13年度から、利用の適正化に向けた検討が専門家や地域関係団体、関係する自治体や行政機関が一同に介して検討されてきました。平成14年3月に策定された知床国立公園利用適正化基本構想では、「知床国立公園の利用に当たっては、ヒグマによって象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を根底とした『ヒグマの棲家におじゃまする』を基本思想とする。」こととしています。この中では、「知床ならではの原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系の持続的な保全」を前提として、「原始的な自然の地域において、一定のルールの下での自然体験機会の適正な提供と持続的な利用を図る。」ことを基本方針としています。

また、知床国立公園は、平成17年7月にユネスコ世界遺産委員会において登録された知床世界自然遺産地域の主要な保護担保制度でもあり、知床世界自然遺産地域管理計画に基づく管理も進められています。同計画では、「知床五湖地区は、遺産地域の中でも特に利用が集中する地域であることから、過剰な利用に伴う問題、あるいは高密度に生息するヒグマとの軋轢を生じさせないように、効果的な利用の制限、誘導や普及啓発、施設整備のあり方、ヒグマの保護管理のあり方を検討し、必要な対策を実施することにより、適正な利用を確保する」こととされています。

<土地所有>

知床五湖地区の土地所有は、国有地（環境省所管）及び斜里町有地であり、周辺には国有林（林野庁所管）、道有地及び民有地もあります。

（2）当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題

① 生態系その他の風致景観の保護上の問題点及び課題

当地区では、かつて多くの利用者が地上歩道に集中することで、主要な展望地点や滞留地点においてすれ違いのための待避や写真撮影等に起因した植生の踏み荒らし・荒廃が発生していましたが、利用調整地区制度の導入により、一定の植

生の回復が見られています。しかし、今後も自然環境への負荷を一定程度に抑えるため、継続して利用調整を行うとともに、自然環境のモニタリングを継続していく必要があります。

また、近年、知床五湖ではヒグマの出没頻度が高くなっています。もし、利用者がヒグマを誘引する行動やヒグマとの遭遇時に不適切な行動をとり、人身事故の発生やそのおそれが高まった場合は、そのヒグマは駆除せざるを得なくなります。このため、クマと人との適切な関わり方について、より一層周知徹底を図っていく必要があります。

なお、知床半島各地で増加したエゾシカによる植生の食害が確認されていますが、知床五湖地区においても、植生に対する食害が生じています。人間の踏圧による被害とは異なる影響ですが、広域に移動するエゾシカの特性を踏まえた個体数管理等の対策を検討していく必要があります。

② 安全で質の高い利用を実現する上での問題点及び課題

当地区では、利用調整地区制度の導入に伴い、地上歩道利用にあたって、立入人数の設定や事前レクチャーを行うことで立入りが分散化し、利用集中に伴う混雑は大幅に解消しています。一方で、特にヒグマが多く出没する時期の地上歩道の利用調整により、利用者に十分な利用機会を提供できていないという課題があります。

また、当地区への来訪者は、目的に応じて高架木道と地上歩道を選択利用することができますが、利用調整地区制度の仕組みの普及が不十分なこと、駐車場からの動線がわかりにくいこと等により、スムーズな利用ができていないケースも見られます。利用調整地区制度を導入して3年が経ちますが、制度の一層の定着に向けて、利用者にとってわかりやすさに配慮して更に普及に努めていく必要があります。

さらに、近年の当地区でのヒグマ出没頻度の増加に対して、安全な利用環境を確保するためには、利用調整地区制度を基本として、関係者が協力してヒグマのリスク管理をこれまで以上に進める必要があります。

また、近年の利用上の課題として、外国人利用者への対応の問題があります。近年、増加する中国等アジアの国々を中心とした外国人の利用者に対応するために、複数の言語でパンフレットや標識の整備を行っています。しかし、利用のルールを十分に伝えられないことにより、現場において利用上のトラブルも生じています。そのため、今後、更なる改善を行っていく必要があります。

2 利用の適正化を図るための基本方針

(1) 利用適正化計画により達成すべき目標

① 自然環境保全上の目標

原生的な自然景観と生態系の保全を目標とします。知床五湖地区本来の原生的

な自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系を、人類共有の資産として将来にわたって保全するため、利用による自然植生やヒグマ等の野生動物への影響を最小限とし、人間と自然との共存を目指します。

② 公園利用上の目標

知床五湖地区について、利用者が自らのニーズに応じた利用体験の機会を選択できるようにすることにより、利用者の満足度を向上させることを目標とします。具体的には、地上歩道は、ヒグマ遭遇による事故リスクをできる限り少なくした上で、質の高い感動的な自然とのふれあいや原生的な自然の体験を行える空間とするとともに、高架木道は、安全で安定的な利用が行える空間として活用し、利用者の期待への対応の幅を広げます。

(2) 利用のあり方に関する基本方針

駐車場から一湖の湖畔展望地までの間に整備された高架木道については、身体的弱者も含めた不特定多数の利用者による安全で安定的な利用を確保する場とします。

地上歩道は、静寂な利用環境の保持と原生的な自然の体験ができるよう、利用人数の調整（単位時間当たりの人数や1日の総立入人数の制限等）を行うとともに、秩序ある利用を推進するため、利用ルールの遵守を徹底します。

また、ヒグマが頻繁に活動する期間の地上歩道の利用に際しては、ヒグマへの対処技術を有する者として知床五湖の利用のあり方協議会が養成・登録した引率者（以下「知床五湖登録引率者」という。）の同行を義務づけることにより、ヒグマとの軋轢を予防し、より安全な利用環境の確保を図ります。

(3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針

地上歩道の原生的な自然の保護を図るため、利用人数の調整を行うとともに、利用ルールの遵守を徹底します。

ヒグマが頻繁に活動する期間の地上歩道の利用に際しては、知床五湖登録引率者により引率された団体利用のみとすることにより、利用者の不適切な行動により、ヒグマの生態を攪乱することのないようにします。また必要に応じて、人慣れの進行したヒグマが住宅地に出没することのないよう、ヒグマの追い払い等の忌避学習付けを実施します。

なお、高架木道の利用についても、ヒグマ等野生動物への餌付け等がなされた場合は、地上歩道と同等の問題が生じることから、食べ歩きや餌付け等の禁止について周知を徹底します。

(4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針

知床五湖地区は、安全で安定的な利用が可能な高架木道と、利用の調整を行いつつ、原生的な自然環境の中で質の高い自然体験ができる地上歩道という2つの

異なる利用空間を有する地区です。それぞれの利用空間の性格の違いと動線を明確にし、利用者にとって分かりやすい施設の整備と管理運営を行います。

地上歩道は、利用の調整の実施を前提として、原則として歩きやすくするための新たな施設整備は行いません。高架木道については、誰でも安全で安定的に利用できる空間としての整備を行います。駐車場や各施設については、国立公園の核心地域に相応しい施設としての整備や管理運営を進めます。

3 利用調整地区の指定に関する事項

(1) 利用調整地区の名称

利用調整地区の名称は、「知床五湖利用調整地区」とします。

(2) 利用調整地区の区域

五つの湖と地上歩道を含む国有地（環境省所管地）及び斜里町有地のうち、別添区域図に示す範囲を対象とし、高架木道敷地は含まないものとします。（別添区域図参照）

知床五湖利用調整地区へのアプローチは駐車場のみからになります。このことから、利用調整が行われている地上歩道の入り口となる知床五湖フィールドハウスと、利用調整が行われていない高架木道を、利用者が分かりやすく選択できるように、適切な位置に利用適正化の趣旨や概要等を示す案内・解説標識を設置します。

また、利用調整地区内において、利用者にとって必要のある事項（利用ルール）を周知するための制札等を必要に応じて設置します。

(3) 利用の調整を行う期間

① 利用の調整を行う期間

利用の調整を行う期間は4月15日から10月20日までとします。ただし、期間は利用状況を踏まえて、3年ごとに見直しを検討するものとします。

② 利用の調整を行う期間の区分

例年春から初夏は、ヒグマが五湖地区を頻繁に利用する時期であり、ヒグマと利用者との軋轢を最小限とするためには、利用者の量と行動を十分にコントロールする必要があります。このため、利用の調整を行う期間をヒグマが頻繁に活動する期間である「ヒグマ活動期」（5月10日から7月31日）と、それ以外の利用を調整する期間である「植生保護期」（4月15日から5月9日及び8月1日から10月20日）に区分し、それぞれの期間の実情に応じた利用の調整を行います。

①の期間の見直しやヒグマの出没状況を踏まえて、3年ごとに見直しを検討するものとします。

(4) 利用調整地区の指定の広報、利用調整地区の周知の方法

知床五湖は知床国立公園の重要な利用拠点であるばかりか、道東を代表する観光地です。このため、知床五湖の利用の調整の実施や見直しについては、十分な時間的余裕を持って、一般利用者のみならず、ツアーを企画する旅行業関係者等の観光関係者に広く周知します。

また、すでに知床を訪れている利用者に対して、リアルタイムの情報を提供するため、知床世界遺産センター、知床自然センター、道の駅うとろ・シリエトク等の拠点施設の他、各宿泊施設等の協力を得て、最新情報の提供を行います。この際、外国語での周知を進め、増加する外国人利用者に対するサービスの充実に努めます。

これらの周知は、パンフレット、インターネット等様々な媒体を用いて多角的に実施するとともに、地元で観光等に携わる関係者が利用者に対して適切な情報提供を行えるように地元観光関係者への周知にも努めます。

メディアや旅行業関係者向けの広報を行うため、知床五湖の利用のあり方協議会の中に広報に関する部会を設け、積極的な情報提供を行います。

4 モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

(1) 基本的考え方

知床五湖利用調整地区では、原生的な自然景観と多様な生物や生態系の保全、質の高い自然体験の機会の提供を目的として本計画に基づく利用の調整を実施します。しかし、利用の調整による効果をあらかじめ正確に予測することは困難であることから、モニタリングを実施し、順応的に管理していくことが必要です。

このため、利用の調整の効果について指標を定めてモニタリングを実施し、その結果を評価し、目標の達成状況に応じて、本計画を適切に見直していくこととします。

(2) 指標等の設定

自然環境への影響の観点から、植生とヒグマに関する指標、自然体験の質の観点から利用者に関する指標を設定します。指標については、講じうる対策や調査研究の進捗状況に応じて、以下の事項について設けることを検討します。なお、これらの指標の詳細については、専門家の検討を基にして協議会において別途、モニタリング実施計画を策定し、同実施計画に基づいたモニタリングを実施するものとします。

(モニタリングの指標として考えられる事項例)

- 利用者による踏圧に関する事項（例：歩道とその周辺での踏みつけによる植生の損傷度合い、土壌の固結度合い等）
- ヒグマへの影響に関する事項（例：ヒグマと利用者の遭遇の頻度等）
- 利用者の意識に関する事項（例：ヒグマ活動期、植生保護期、それぞれでの利用者の混雑感、知床五湖の利用の満足度、引率利用の満足度、再訪意欲等）
- 利用者の利用行動に関する事項（例：植生保護期における歩道上での混み具合、

歩行速度（混雑すると歩行者が自由に自分の好きな速度で歩けなくなるため、混雑度合いを表す指標となる）等）

- 本計画に基づく施策の周知に関する事項（例：本計画に基づく取組についての周知度合い等）
- 知床五湖に関する社会経済的指標（ガイド事業の利用者数やホテルの宿泊者数、公共交通機関の利用者数、訪問車両数等）
- その他必要な事項

（３）モニタリングの手法

モニタリング手法の詳細については、別途作成するモニタリング実施計画において、定めることとしますが、その際には、次のような観点から検討を行うことが必要です。

- モニタリングポイントの設定（踏圧の状況について、定期的なモニタリングを実施すべき場所の抽出とモニタリングサイトの設定等）
- ヒグマに関する情報収集等の体制整備（地上歩道において、ヒグマと遭遇し引き返した引率者等からの情報収集と情報の整理・共有方法、五湖以外での周辺地域での遭遇情報の収集等）
- 利用者等に対するアンケート調査等の実施（利用者の意識や事前の情報の周知状況の把握には、利用者に対するアンケート調査が有効。この場合、統計学的に有意となる回答数の確保が必要な一方で、アンケートに要する利用者の負担を少なくする工夫も必要。）
- 利用者の利用行動の把握（利用者の実際の利用行動については、アンケートだけでは把握しきれないことから、モニタリング用ビデオカメラを一時的に活用する）
- モニタリングの実施頻度（モニタリングの頻度（回数、間隔）のあり方。なお、利用調整地区制度導入後数年間は、きめ細かなモニタリングを実施する。）
- モニタリングの実施体制（モニタリングの実施主体、実行体制、評価分析を担う専門家等を明確にすることが重要。）

（４）モニタリングデータの評価

知床五湖利用調整地区のモニタリングデータは専門家による分析と評価を得た後、協議会に報告するものとします。協議会では、当該結果を踏まえて、3年ごとにモニタリングデータの精査を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて当計画の見直しを検討するものとします。

（５）報告及び公表の方法

当計画の見直しを行う協議会は公開で行うものとし、モニタリングの結果及び協議会の会議録等は全て、インターネット上において公表します。公表に際しては、知床データセンター（<http://dc.shiretoko-whc.com/>）を活用します。

5 立ち入り認定の手続きに関する事項

(1) 認定基準

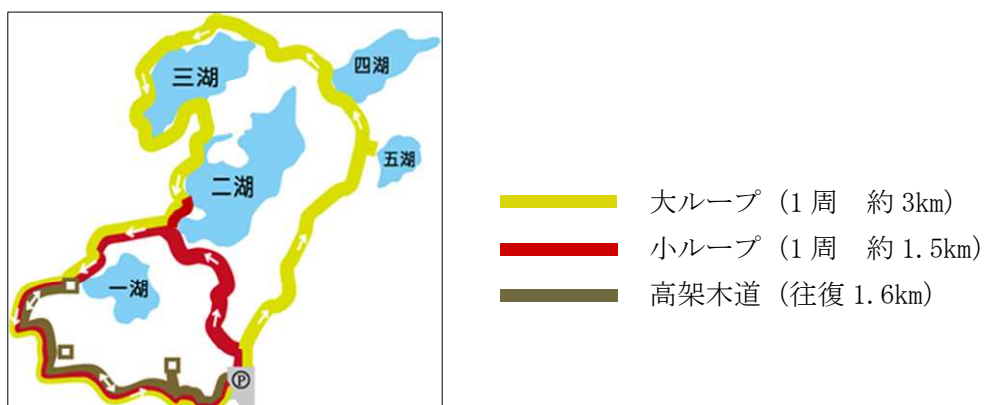
利用調整地区への立入認定基準は、自然公園法及び同施行規則による規定によるほか、以下のとおりとします。

① ヒグマ活動期の基準

- 申請者は、知床五湖登録引率者に限るものとし、当該引率者が引率する者は、1回の立入につき、1チーム11名以下（知床五湖登録引率者を含む）とする。
- 1時間あたりに新たに立ち入ることができる人数は7チーム（知床五湖登録引率者を含む）までとし、1日あたりの利用者数の上限は500人（知床五湖登録引率者を含む）までとする。
- 利用ルートは原則として一方通行とし、入口から、五湖、四湖、三湖、二湖、一湖、高架木道経由のルート（大ループ）を基本とする。また、大ループの運用上の支障がない範囲で、入口から二湖（湖畔展望地の往復利用を含む）、一湖、高架木道経由のルート（小ループ）の運用を可能とする。
- 利用の平準化を図るため、各ルートで概ね10分ごとに1チームの立ち入りとする。

② 植生保護期の基準

- 1時間あたりに新たに立ち入ることができる人数は300人までとし、1日あたりの利用者数の上限は3000人までとする。
- 利用ルートは原則として一方通行とし、入口から五湖、四湖、三湖、二湖、一湖、高架木道経由のルート（大ループ）、又は入口から二湖（湖畔展望地の往復利用を含む）、一湖、高架木道経由のルート（小ループ）の2ルートとする。
- 利用の平準化を図るため、両ルート合わせて概ね10分ごとに50人以内の立ち入りとする。



(参考) 自然公園法・自然公園法施行規則に定める基準

- ① 国立公園の利用の目的で立ち入るものであること。
- ② 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼ

すおそれがないものとして、環境大臣が定める人数の範囲内であること。

③ 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境大臣が定める期間内であること。

④ 次に掲げる行為を行うものでないこと

- ・ 生きている動植物（身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
- ・ 野生動物に餌を与えること。
- ・ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、環境大臣が定める方法により、撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
- ・ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- ・ 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
- ・ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

⑤ 環境大臣が利用調整地区毎に定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。

⑥ その他環境大臣が利用調整地区毎に定める基準に適合するものであること。

※⑤については、「(3) 注意事項（利用ガイドライン）」の内容を規定します。

※⑥については、ヒグマ活動期の知床五湖登録引率者の同行を規定します。

(2) 立入認定事務の実施方法

① 認定を行う事務所の場所

認定事務を行う事務所は、知床五湖の受付・レクチャー施設（「知床五湖フィールドハウス」）とします。

② 受付の方法及び人数調整の方法

ヒグマ活動期については、知床五湖登録引率者に引率された団体利用を基本とし、代表者立入認定申請のみとします。各引率者による団体の立入スケジュールを事前に確定できるよう事前予約制を基本とし、制度運営に支障のない範囲で補足的に当日受付を可能とします。なお、事前予約は先着順としますが、不適正な仮押さえ予約を防止する措置を検討し、講じるものとします。

植生保護期については、代表者立入認定申請、個人の立入認定申請ともに可能ですが、多くの利用者が特定の時間に集中するおそれもあることから、立入可能な利用者数の一定割合について、事前予約制度を設けることとします。当日受付の利用者は、先着順とします。

③ 認定の有効期間

立入認定の有効期間は、1日のみとする（同一人物が利用する場合に限る）。

(3) 注意事項（利用ガイドライン）

利用者が、知床五湖利用調整地区の利用に際して遵守しなければならない注意事項は、以下のとおりとします。

- 利用調整地区への立入の前に、知床五湖フィールドハウスにおいて北海道地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講していること。
- 利用調整地区内に外部から動植物を非意図的に持ち込むことのないよう、衣服、靴等に付着した種子及びや土壌の除去に努めること。
- 利用調整地区内に食品（気密性のある容器包装に入れ密封しているもの及び飲料であるものを除く。）を持ち込まないこと。
- 利用調整地区内で喫煙又は調理若しくは食事をしないこと。
- 湿原等の植生を踏み荒らすことのないよう、歩道以外の区域に立ち入らないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
- 歩道の管理又は利用者の安全の確保その他の理由により立入が制限された歩道を通行しないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
- 北海道地方環境事務所長が定める順路を遵守すること。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
- 他の利用者がヒグマに遭遇し、引き返す等避難している場合は、速やかに避難すること。
- ヒグマ活動期の立ち入りにあっては、引率者の指示に従うこと。
- 植生保護期において、ヒグマと遭遇した場合には、ヒグマに刺激を与えないよう配慮しつつ引き返す等、速やかに避難すること。
- 環境省、北海道、斜里町及び指定認定機関に所属する職員その他関係する職員（以下「関係職員」という。）の指示に従うこと。

（４）注意事項（利用ガイドライン）の周知

注意事項については、フィールドハウスにおいて実施するレクチャーにおいて周知徹底します。また、代表者立入認定を得て、他の利用者を引率して立ち入る代表者は、引率する利用者に注意事項の徹底を行うことが必要です。

（５）利用者の指導

関係職員は、巡視等において不適切な行動を行う利用者を発見した場合は、適切に指導を行うものとします。その際、外国人利用者に対しても対応できるよう外国語での注意カード等の携行を行います。

また、高架木道においても、ヒグマ等野生動物の誘引や餌付けの防止のため、指導を徹底します。

6 引率者の養成に関する事項

ヒグマが知床五湖で活動する機会の多いヒグマ活動期の利用にあたっては、ヒグマへの対処技術を有すると認められる引率者が引率する団体利用であることを基本とします。

この引率を行うのに必要な引率者は、ヒグマに遭遇した際に、同行者の安全を確保する責任を担うこととし、知床五湖の利用のあり方協議会において養成し、資格審査を行うこととします。この審査を経て引率者名簿に登録された引率者を「知床五湖登録引率者」と称し、ヒグマ活動期の立入認定を受けられる代表者に必要な要件とします。

登録引率者の要件としては、大きく①知床五湖の地理を熟知していること、②知床五湖に生息するヒグマの生態に関する知識を有していること、③知床五湖利用時のヒグマとの遭遇を回避するための技術を有し、的確に行動できること、④知床五湖利用時のヒグマとの遭遇時に利用者を誘導して安全に行動できること等があげられます。協議会では、専門の部会を設け、登録引率者の具体的な要件、研修内容、引率時の基本ルールの検討や資格審査を実施するとともに、毎年の実施状況等を踏まえたこれらの見直しを行います。

なお、引率者資格には、知床五湖の地理を熟知しているなど地元での豊富な経験を有していることが必要である一方で、誰もが新規に参加しうる公開されたものであることが重要です。このため、透明性のある公募を行うとともに、必要な養成・研修プログラムを準備し、公平性を担保して引率者の資格審査を行うものとします。

7 自然環境の再生、復元等に関する事項

人の踏み荒らしによる植生が荒廃した場所については、制札等により新たな踏み荒らしの発生を防止することを基本とし、自然の回復を待つことを基本とします。

植生の回復状況についてモニタリングを行い、十分な回復効果が得られない場合には人為的な回復について検討し、必要に応じて人為的な復元対策を講じるものとします。

ヒグマの人慣れの進行は、将来的な駆除をもたらす可能性があるため、必要に応じて忌避学習付けのための追い払い等の対策を講じるものとします。

8 利用施設の整備及び管理に関する事項

(1) 各施設の整備及び管理に関する事項

利用施設の整備及び管理に関する基本方針に従い、適切な施設整備と管理を行います。

①地上歩道

地上歩道では、より深い自然体験を提供することから、危険木の管理や必要な標識類等の再整備を中心とし、利便性の向上等を目的とした新たな歩道施設の整備は行わないこととします。

②受付・レクチャー施設（知床五湖フィールドハウス）

地上歩道の利用にあたって必要となるレクチャーや立入認定手続きを行うための受付・レクチャー施設（フィールドハウス）の適切な管理運営を行います。この施設で実施するレクチャーは、映像を使用するなど一般利用者の理解しやすいものとし、知床五湖への来訪が増加傾向にある外国人にも理解可能なものとし、また、駐車場からのスムーズな利用動線の確保を図ります。

③高架木道

当地区を訪れる多くの利用者にとって利用の中心となっている高架木道について、駐車場からのスムーズな利用動線の確保を図ります。

④休憩施設（知床五湖パークサービスセンター）

利用者の休憩に供するための休憩施設（パークサービスセンター）の適切な管理運営を行います。

（２）共通事項

各施設のデザイン・意匠だけでなく、各施設で提供するサービス・商品は国立公園の核心地域にふさわしい環境負荷の少ないものであることを原則とします。

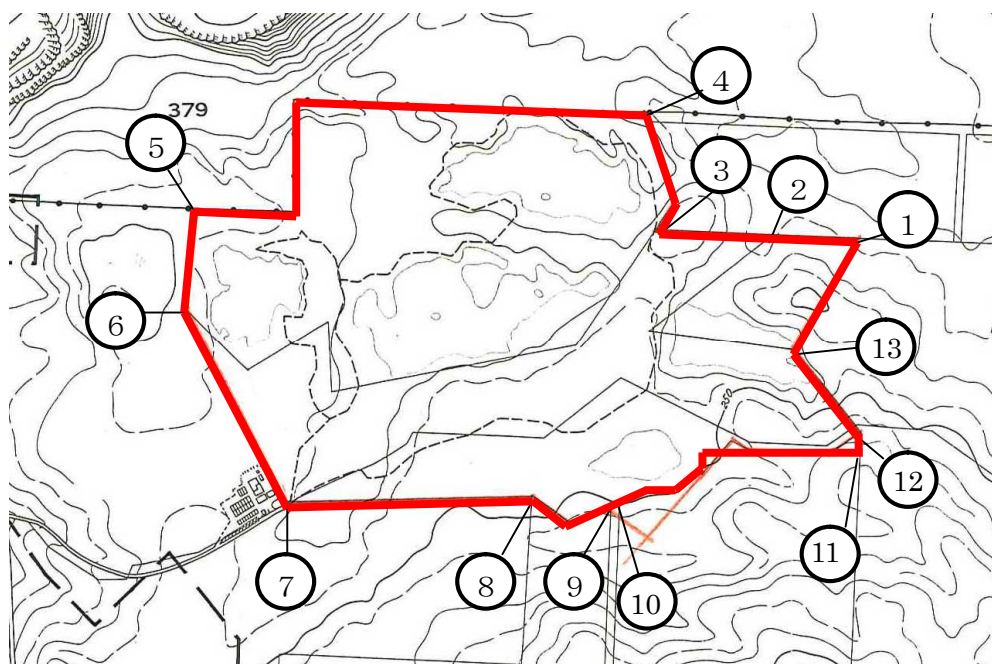
知床五湖地区では、身体障害者、外国人、児童等様々な利用者に対するサービスの向上を目指すとともに、少なくとも高架木道については、利用弱者への配慮を徹底します。また、利用にあたって物理的な制約条件等があり、利用が困難な場合には、あらかじめ標識、ホームページ等を通じて十分な周知・広報に努めます。

また、身体障害者補助犬（以下、補助犬という。）の持ち込みは、法制度上禁止されていませんが、知床五湖地区はヒグマの生息地であり、補助犬とヒグマが遭遇した際の補助犬、ヒグマの行動は想定ができないことから、できるだけ補助犬ではなく、人間による介助を強く推奨することとします。

9 アクセスに関する事項

利用調整地区の運用が開始され、高架木道の全線（片道 800 メートル）供用と相まって、以前に比べて知床五湖地区における利用者の滞留時間の延長傾向がみられます。これに伴う駐車場の混雑や道道知床公園線における渋滞による利用環境の悪化を防ぐために、知床五湖地区を訪れる利用者に対して、できるだけ早い段階で渋滞情報（渋滞予報）を提供し、ウトロ地区または知床自然センターからの公共交通機関の利用を強く推奨するものとします。

(別添図) 知床五湖利用調整地区区域図



※上記区域線で囲まれる地区のうち、高架木道敷地は除く。

利用調整地区区域線		
①	—②	土地所有界 (国有地・民有地)
②	—③	土地所有界 (町有地・民有地)
③	—④	土地所有界 (国有地・民有地)
④	—⑤	国有林界
⑤	—⑥	土地所有界 (国有地・町有地)
⑥	—⑦	見通し線界 (⑤歩道起点)
⑦	—⑧	見通し線界
⑧	—⑨	土地所有界 (国有地・道有地)
⑨	—⑩	見通し線界
⑩	—⑪	土地所有界 (国有地・道有地)
⑪	—⑫	見通し線界
⑫	—⑬	見通し線界
⑬	—①	土地所有界 (国有地・町有地)

知床五湖の利用のあり方協議会 設置要領

(名 称)

- 1 この会議は、「知床五湖の利用のあり方協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

- 2 協議会は、知床国立公園知床五湖地区の利用調整地区指定に当たり、同地区の利用の適正化を図るため、知床五湖利用調整地区利用適正化計画（以下「利用適正化計画」という。）の策定及び変更について協議するとともに、同計画に基づく各種活動について関係者の協力の下、円滑に実施することを目的とする。

(協議会の活動)

- 3 協議会は、次に掲げる事業を実施する。
 - (1) 利用適正化計画の策定及び変更に関する事項の検討
 - (2) 知床五湖登録引率者の養成、認定等に関する事項の検討及び事業の実施
 - (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項の検討及び事業の実施

(構成員等)

- 4 (1) 協議会は、それぞれの役割に応じて利用適正化計画の実施に努めようとする機関（以下「構成機関」という。）であって、別表に定める機関により構成する。
 - (2) 各構成機関は、各機関に属する複数の者を構成員として協議会に出席させることができる。
 - (3) 協議会は、専門的な助言を得るために、協議会に構成員以外の専門家や関係機関の参画を求めることができる。

(会長)

- 5 (1) 協議会に、会長を置く。
 - (2) 会長は、釧路自然環境事務所長が務める。
 - (3) 会長は、会務を統括するほか、協議会の議事を進行する。
 - (4) 会長は、自ら協議会に出席することができない場合は、あらかじめ、協議会の議事進行にあたる会長代理を指名することができる。

(部会)

- 6 (1) 協議会に、会務の効率的運営を図るため、協議会の合意により部会を置くことができる。

- (2) 部会は、会長が協議会の意見を聞き、指名した者をもって組織する。
- (3) 協議会から付託があった事項については、部会の決定をもって、協議会の決定とすることができる。
- (4) 部会が行う事業に当たっては、実費に相当する金額について、受益者その他の関係者から負担を求めることができる。
- (5) 部会は、専門的な助言を得るために、部会に構成員以外の専門家や関係機関の参画を得ることができる。

(監事)

- 7 (1) 協議会に監事をおき、協議会及び部会の会計を監査する。
- (2) 監事は、構成機関の互選により構成員の中から選出する。

(事務局)

- 8 協議会の事務局は、環境省釧路自然環境事務所、北海道オホーツク総合振興局及び斜里町の三者が共同で行う。

(情報公開)

- 9 協議会は公開で開催し、会議資料、会議録等もインターネットにより公開する。ただし、希少な野生動植物種の保護その他の理由によりやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(改正)

- 10 この要領は、構成員の発議により、協議会での合意を得て改正することができる。

(附則)

- 1 この要領は平成22年9月16日より施行する。

(別表) 構成機関

ウトロ自治会
ウトロ地域協議会
(財)自然公園財団知床支部
斜里バス(株)
知床エコツーリズム推進協議会
知床温泉旅館協同組合
知床ガイド協議会
(財)知床財団
NPO 法人知床斜里町観光協会
しれとこ・フォーラム21
知床民宿協会
ユートピア知床
環境省釧路自然環境事務所
 ウトロ自然保護官事務所
北海道オホーツク総合振興局環境生活課
斜里町

知床五湖の利用のあり方協議会 知床五湖登録引率者審査部会 設置要領
(改定)

(名 称)

- 1 この会議は、「知床五湖の利用のあり方協議会 知床五湖登録引率者審査部会」(以下「審査部会」という。)と称する。

(目 的)

- 2 審査部会は、知床国立公園知床五湖利用調整地区のヒグマ活動期において、立ち入り認定申請をおこなうことができる知床五湖登録引率者の養成、審査の実施及びヒグマ活動期のルールの見直し等に関する事務について検討を行い、同地区の円滑な運用に資することを目的とする。

(審査部会の活動)

- 3 審査部会は、次に掲げる事項の検討・実施を行う。
 - (1) 知床五湖登録引率者の養成に関する事項
 - (2) 知床五湖登録引率者の資格の審査に関する事項
 - (3) ヒグマ活動期の利用ルールに関する事項
 - (4) その他、審査部会の目的を達成するために必要な事項なお、利用適正化計画の変更に係る事項については、審査部会の検討結果を協議会に報告し、その他の事項については審査部会の決定をもって、協議会の決定とする。

(構成員等)

- 4 (1) 審査部会は、別表に定める知床五湖登録引率者の養成、登録等に関する者であって、知床五湖の利用のあり方協議会会長の指名する者により構成する。
 - (2) 構成員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - (3) 審査部会は、専門的な助言を得るために、専門家や関係機関の参画を求めることができる。
 - (4) 構成員に欠員が生じたときには、構成員を補充することができる。なお、補充構成員の任期は、前任者の残任期期間とする。

(部会長等)

- 5 (1) 審査部会には、部会長1名、会計1名、監事1名を置く。
 - (2) 部会長は、会務を統括する他、審査部会の議事を進行する。
 - (3) 部会長は、自ら審査部会に出席することができない場合は、あらかじめ、審査部会の議事進行にあたる部会長代理を指名することができる。
 - (4) 会計は、審査部会の会計経理を行う。
 - (5) 監事は、審査部会の会計経理を監査する。
 - (~~5-6~~) 部会長及び会計監事は、構成員の互選により選出する。

(7) 会計は、指定認定機関である知床財団が担当する。

(会計規定)

- 6 (1) 審査部会は、会務の運営にあたり、養成または試験の実費にあたる金額の全部又は一部を受益者から得ることができる。
- (2) 会計事務の実施に関する詳細は、別途協議会の同意を得て策定する会計規定規則において定める。

(事務局)

- 7 審査部会の事務局は、環境省釧路自然環境事務所、北海道オホーツク総合振興局及び斜里町の三者が共同で行う。

(情報公開)

- 8 審査部会は、個人情報等の取り扱いに関するため、非公開で開催するが、検討結果については、個人情報の適正な取り扱いに留意した上で、審査部会終了後、速やかに会議資料、会議録等をインターネット等により公開する。

(改正)

- 9 この要領は、協議会構成員の発議により、協議会での合意を得て改正することができる。

附則

(施行期日)

この要領は平成22年9月16日より施行する。

この要領は平成23年3月28日より施行する。

この要領は平成23年12月8日より施行する。

(別表) 構成員

(財)知床財団 (2名)

(財)自然公園財団 (1名)

ウトロ自治会 (1名)

NPO 法人知床斜里町観光協会 (1名)

知床ガイド協議会 (1名)

知床エコツーリズム推進協議会 (1名)

知床五湖登録引率者 (3名)

環境省釧路自然環境事務所ウトロ自然保護官事務所 (1名)

オホーツク総合振興局環境生活課 (1名)

斜里町環境保全課 (2名)

知床エコツーリズムガイドライン

平成 19 年 3 月
知床エコツーリズム推進協議会

知床エコツーリズム推進協議会では、知床に残された貴重な自然を守ると共に、参加者の皆様にご満足いただけるような世界遺産「知床」に相応しいエコツアーの実施を奨励するため、この度、ガイドツアーの実施の際に守るべき地域の自主ルール（ガイドライン）を定めることと致しました。皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

() 本ガイドラインは、知床で活動する自然ガイド、自然ガイドを雇用する事業者、自然ガイドが実施するツアー・プログラムに対するガイドラインです。

< 知床を訪れる旅行者の皆様へ >

ガイドツアーに参加されないお客様も含めて、遊歩道散策の際などには、自然ガイドの指示に従ってください。また、お客様自身も貴重な自然に接する際のルール・マナーの遵守をお願いいたします。皆様一人一人の心掛けが、知床の自然を守ることに繋がります。

< 旅行会社・バス会社等の皆様へ >

本ガイドラインは知床で活動する自然ガイドが守るべきガイドラインとして定めたものですが、旅行商品の企画の際や、現地ガイド手配の際にご配慮いただければ幸いです。また、添乗員・バスガイド等乗務員の皆様には、知床における地域の取組みをご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

私たちは、自然ガイドの引率に関わらず知床で実施されるすべてのツアー・プログラムが自然環境に十分に配慮したものとなることを願っております。本ガイドラインにおけるガイド一人当たりの引率人数に関しましては、現状も鑑み、将来的な達成目標とお考えください。

ガイドライン策定の目的

自然ガイドやガイド事業者が守るべき共通のルールを定め、地域で共有することによって、ガイドの質を維持・向上すると共に、安全管理と自然環境の保全が図られたガイドツアーの実施を奨励し、それを一般利用者へもアピールしていくこととする。

知床で活動するガイドが本ガイドラインを遵守することで、知床の自然環境の保全が図られるとともに、ツアー参加者の高い満足度と安心感を保証し、知床で実施されるガイドツアーのステータスが高まることが期待される。

知床エコツーリズム推進協議会事務局
<http://www.shiretoko.or.jp/04ecotourism.htm>

1. エコツアーガイドに対するガイドライン

将来目標

知床で活動するエコツアーガイドは、来訪者に対して知床の素晴らしさや、知床でのルールを伝えていく役割を果たす。また、ガイド活動を通して、知床の地域社会と自然環境の保全に貢献していく。

現状と課題

2005年7月の世界自然遺産登録以後、知床では自然ガイドの需要が大幅に増加し、活動するガイドの数が増加した。しかし、ガイドとして有償で活動するための資格や認証制度、ガイドが遵守すべきルールなどが整備されておらず、ガイドの質の維持が課題となっている。また、ガイドの役割として、一般利用者への注意喚起も必要である。

守るべきルール

1. ガイドは、自然環境への負荷に配慮したツアー運営を行い、またツアー参加者及び一般利用者が自然環境に対して悪影響を及ぼさないよう指導する。
2. ガイド活動により一般利用者の利用の妨げにならないよう配慮する。
3. 地域の他のガイドと情報交換を行うために、知床ガイド協議会に加入する。
4. ガイドの技量を高めるために、各種ガイド技術講習会及び研修会に積極的に参加する。
5. 緊急時の安全確保のために、救命救急の講習を定期的に受講する。
6. 知床にはヒグマが高密度に生息しており、いつでもどこにおいても出会う可能性がある。ヒグマと遭遇した際に事故を避けるために、必要な技術と知識を身につける。
7. ガイドは地域社会について理解を深め貢献するためにも、知床（斜里・羅臼両町）に居住することが望ましい。
8. 知床での活動が1年目のガイドは、経験豊富なガイドに十分な指導・教育を受ける。
9. ガイドは関連法令（自然公園法・鳥獣保護法等）を遵守し、ツアー参加者及び一般利用者にも遵守を指導する。
10. ツアー参加者に対して知床が世界的に貴重な生態系を残す地域であることの説明を行い、正しい知識を提供する。
11. ツアー参加者に対して、自然環境への影響の軽減と保全への理解を深めるための説明を行う。
12. ツアー参加者に対して、知床の地域文化・歴史などへの理解を深めるための説明を行う。
13. ツアー参加者や一般利用者が野生動物に対しての餌付けやゴミの投げ捨てをしないように指導する。
14. ツアー参加者や一般利用者が遊歩道や登山道等へペットを持ち込まないように指導する。
15. ツアー参加者の体力や能力に配慮した行程でツアーを実施する。
16. 大音量を発生させる拡声器等は使用しない。

2. エコツアー事業者に対するガイドライン

将来目標

知床で活動するエコツアー事業者は、単にガイド業を営むだけでなく、ツアー参加者の安全確保に配慮しつつ質の高いプログラムを提供するとともに、知床の地域社会と自然環境の保全に貢献する。

現状と課題

質の高いエコツアーを提供するためには、各事業者がガイドの質を維持できる雇用体制を整備することが必要である。また、情報交換や所属ガイドのレベルアップのため、各事

業者間のいっそうの連携が求められている。安全管理に関しては、体制が各事業者によって異なる状況にあり、一定の基準を設ける必要がある。知床らしいエコツアーを展開するためには、事業者の姿勢と取り組みが重要である。

守るべきルール

1. 事業者は、所属するガイドに「エコツアーガイドに対するガイドライン」を遵守させる。
2. 事故防止と発生時の対応のための安全管理マニュアルを作成し、所属するガイドに遵守させる。
3. 緊急時における組織内の連絡網を整備する。
4. 事故発生時の責任対応のために、1事故について3億円以上（アクティビティの性質により3億円以上の契約が不可能な場合はその最高額）の賠償責任保険に加入する。
5. ツアーの広告・募集時には、参加者にとって必要かつ正しい情報の提供を行う。
6. 所属するガイドの半数以上は知床でのガイド活動歴が2年以上であることが望ましい。

3. 各アクティビティに対するガイドライン

3-1 知床五湖でのガイドプログラム

将来目標

常態化している知床五湖の混雑状況を改善し、開拓などの人の営みと、知床の自然の豊かさを利用者に伝える少人数のエコツアーを幅広い層を対象に実現する。

現状と課題

知床において最も集客力の高い観光地の一つである知床五湖は、時期によって遊歩道内の混雑が常態化しており、世界自然遺産登録以後はよりいっそうその傾向が顕著になってきている。知床五湖遊歩道ではすでに数年前からガイドウォークの利用が多く見受けられるが、ガイド付きツアーによる渋滞や、一般利用者の通行の妨げとなる可能性が指摘されており、マスツーリズムとの共存が課題となっている。

また、知床五湖はヒグマの出没が多発する地域であり、安全管理に配慮したエコツアーの実施が求められている。

守るべきルール

1. 遊歩道に入る前に、ツアー参加者に対してヒグマとの遭遇を避けるために配慮する点や出没時の対処法をレクチャーする。
2. 遊歩道内は見通しが悪いので、突発的なヒグマの出没などに十分注意する。
3. ヒグマやハチなどの野生動物の誘引、軋轢を避けるため、ツアー参加者及び一般利用者に対して、飲食物を持ち込まないよう指導する。
4. これ以上の遊歩道の拡張をもたらさないために、ツアー参加者及び一般利用者が遊歩道を外れて歩かないよう指導する。
5. 当地の遊歩道は見通しが悪く、参加者の安全管理のためにガイド一人が一度に案内する参加者の人数は概ね10人までとする。
6. 遊歩道の幅いっぱいにはろがり、他の利用者の通行の妨げになるような状態を避ける。
7. 同時間にツアーを実施する他のガイドと連携し、スムーズな遊歩道利用が行えるよう努力する。
8. 動植物を採取しているツアー参加者及び一般利用者を発見した際は、止めるよう指導する。

3-2 フレペの滝でのガイドプログラム

将来目標

草地に集うシカや、開拓跡地と100平方メートル運動地等を活かし、開拓などの人の営みと、知床の自然の豊かさを利用者に伝える少人数のエコツアーを実現する。特にフレペの滝遊歩道はコースの起伏が少なく所要時間も短いことを活かし、体力が無い方を含めた幅広い層に知床の素晴らしさを伝えていく。

現状と課題

知床五湖の慢性的な混雑状況により、近年フレペの滝遊歩道の利用者数が増加傾向にあり、今後は遊歩道のスムーズな利用に配慮する必要がある。また、季節によってはヒグマの出没が多発するため、安全管理に配慮したエコツアーの実施が求められている。

守るべきルール

1. 遊歩道に入る前に、ツアー参加者に対してヒグマとの遭遇を避けるために配慮する点や出没時の対処法をレクチャーする。
2. ヒグマやハチなどの野生動物の誘引、軋轢を避けるため、ツアー参加者及び一般利用者に対して、飲食物を持ち込まないよう指導する。
3. これ以上の遊歩道の拡張をもたらさないために、ツアー参加者及び一般利用者が遊歩道を外れて歩かないよう指導する。
4. ガイド一人が一度に案内する参加者の人数は概ね15人までとする。
5. 遊歩道の幅いっぱいにはひろがり、他の利用者の通行の妨げになるような状態を避ける。
6. 同時にツアーを実施する他のガイドと連携し、スムーズな遊歩道利用が行えるよう努力する。
7. 動植物を採取しているツアー参加者及び一般利用者を発見した際は、止めるよう指導する。
8. 展望台～フレペの滝上部の柵の外に一般利用者が出ている場合は、すぐ中に戻るよう指導する。

3-3 羅臼湖でのガイドプログラム

将来目標

羅臼湖への遊歩道は、国立公園の特別保護地区などを含め、高山帯の湿原植生など特異かつ脆弱な自然環境にある。このような場所でのエコツアーは知床の核心地域の魅力を十分に味わうことができる一方で、自然環境へのよりいっそうの配慮が求められる。そこで羅臼湖歩道では、特に自然に対して関心が高く体力がある層を対象にして、少人数のエコツアーを実現する。

現状と課題

近年、遊歩道を外れて歩く利用者の踏みつけによる歩道の拡大と植生破壊が顕著に現れており、自然環境への負荷に対する一層の配慮が求められている。また、利用者による歩道入り口付近の路上駐車も交通安全上問題となっている。

守るべきルール

1. 羅臼湖を利用する際は、道路に車両を駐車せず、送迎を行うよう配慮する。
2. 歩道に入る前に、ツアー参加者に対してヒグマとの遭遇を避けるために配慮する点や出没時の対処法をレクチャーする。

3. 飲食物を持ち込む場合は、ヒグマ等の誘引の原因とならないように取り扱いに十分注意し、ツアー参加者にも徹底させる。
4. これ以上の歩道の拡張をもたらさないために、一般利用者も含めて、長靴等の泥濘に対応できる靴の着用をできる限り勧め、歩道を外れて歩くことがないように指導する。
5. 歩道の幅いっぱいにはひろがり、他の利用者の通行の妨げになるような状態を避ける。
6. ガイド一人が一度に案内する参加者の人数は概ね 10 人までとする。
7. 同時にツアーを実施する他のガイドと連携し、スムーズな歩道利用が行えるよう努力する。
8. 動植物を採取しているツアー参加者及び一般利用者を発見した際は、止めるよう指導する。
9. 参加者には事前に高山帯の厳しい環境であることを伝え、防寒具・雨具などの携行を義務付ける。

3-4 流氷上でのガイドプログラム

将来目標

冬季に接岸する流氷は、知床の海岸線の地形を形作り、また知床の生態系の多様性を支える重要な役割を果たしており、世界遺産登録の理由の一つともなっている。また知床は、この土地ならではの自然資源を活用した流氷上でのガイドプログラムを他地域に先駆けて確立した地域であり、先進地として他地域のモデルとならなければならない。安全管理を徹底し、景観に配慮した少人数のエコツアーを幅広い層を対象に実現し、知床の自然の奥深さ、雄大さを伝える。

現状と課題

近年の需要増によって、流氷上でのガイドプログラムを実施するガイド・ガイド事業者が増加する傾向にあり、より一層の安全管理が求められている。また、ツアー実施数の増加に伴い、ツアー参加者でない一般利用者が誤って事故を起こさないよう、一般利用者に対する普及活動も必要である。

守るべきルール（知床ガイド協議会作成の自主ルールより抜粋・一部修正）

1. ガイド一人が一度に案内する参加者の人数は概ね 10 人までとする。
2. ツアー参加者全員にドライスーツ、防水グローブ、帽子を着用させる。
3. 事故を防ぐために装備の保守点検を行う。
4. ドライスーツを持たない一般観光客が流氷に乗らないために、流氷上にエントリーする際は、必ず他の旅行者に対して注意を促す看板を立て、その場所から入り、その場所から退出する。
5. 事故を防ぐために、茶志骨の先端から、プユニ岬の先端を結んだ範囲内（陸上から目視できる地点）で行う。
6. 夜間はツアーを行わない。
7. ツアー中のガイドはレスキュー機材（救急用具を含む）を携帯する。
8. ツアー中、気象条件等により危険が予測された場合は、速やかに陸に戻り、その際付近のガイドにも危険を知らせる。
9. 流氷に乗っている一般人を発見した場合は、速やかに状況確認をし、必要ある時は陸地までエスコートする。また、海に落ちた人を発見した場合は、速やかに警察への連絡と、可能な限りのレスキューを行う。
10. 年に 1 度、レスキューの訓練を実施する。

3-5 夜間における動物観察プログラム

将来目標

静寂が守られた夜の国立公園内において、幅広い層を対象に少人数のエコツアーを実現し、昼とは違った夜間の野生動物の生態を伝える。

現状と課題

夜間の動物観察プログラムの需要の増加により、夜間の国立公園内において多くの車両がライトを使用しながら走行している状況にあり、静かな夜の雰囲気を楽しむことができない状況になりつつある。また、野生動物への影響も無視できない。今後は夜の静けさと闇を満喫することのできる環境作りと野生動物への配慮が必要である。

守るべきルール

- 1．野生動物に影響を与えるような強力なライトや拡声器の使用はしない。
- 2．野生動物の種類によっては、接近した状態ではライトで照らすことはしない。
- 3．各車両がお互いに近接しないよう配慮する。
- 4．車外に出る場合はヒグマとの遭遇の可能性などを考慮し、安全管理に十分配慮する。

この他、登山・カムイワッカ湯の滝等でのガイドツアーに関しても今後必要性に応じてガイドラインの検討・策定を行う予定です。